

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月1日
【会社名】	株式会社チノ一
【英訳名】	Chino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 豊田 三喜男
【本店の所在の場所】	東京都板橋区熊野町32番8号
【電話番号】	東京 03 (3956) 2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営管理本部長 大森 一正
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区熊野町32番8号
【電話番号】	東京 03 (3956) 2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営管理本部長 大森 一正
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第86回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 株主総会資料の電子提供措置

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、当社定款を変更するものであります。

(2) 補欠監査役規定の明記

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定（変更案第29条第3項及び第4項）を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、豊田 三喜男、清水 孝雄、西口 明彦、吉池 達悦、生田 一男および三木 幸信の6名を選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありますアーク有限責任監査法人が任期満了により退任するのに伴い、後任として監査法人ナカチを会計監査人に選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される吉田幸一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈するものであります。

また、2022年4月28日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって、廃止することを決議し、取締役4名、監査役2名に対して、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社の内規に従い、相当額の範囲内において、退職慰労金を打ち切り支給するものであります。

第5号議案 取締役に対する報酬等の額改定の件並びに取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

取締役の報酬等の額を年額168百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）から、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と改定するものであります。

また、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てる報酬制度を導入するものであります。

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は、1事業年度あたり2万6千株、総額は年額40百万円以内であります。

第6号議案 監査役に対する報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額30百万円以内から年額50百万円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案	58,089	3,281	0	(注) 1	可決 94.65
第2号議案				(注) 2	
豊田 三喜男	57,782	3,588	0		可決 94.15
清水 孝雄	57,917	3,453	0		可決 94.37
西口 明彦	57,971	3,399	0		可決 94.46
吉池 達悦	57,816	3,554	0		可決 94.21
生田 一男	57,824	3,546	0		可決 94.22
三木 幸信	57,640	3,730	0		可決 93.92
第3号議案	58,022	3,294	54	(注) 2	可決 94.54
第4号議案	49,579	11,791	0	(注) 3	可決 80.79
第5号議案	57,879	3,491	0	(注) 3	可決 94.31
第6号議案	57,921	3,395	54	(注) 3	可決 94.38

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上